

第三者割当による行使価額修正条項付 第8回新株予約権の発行に関する補足説明資料

2019年4月17日（水）

ご注意：本資料は投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

投資を行われる際には投資家ご自身で判断して頂くようお願い致します。また本資料最終頁末尾の留意事項を必ずご参照ください。

FC ファンドクリエーショングループ

当社グループは、AM事業とIB事業の2つの事業を展開しております。それぞれの事業の成長を図るための施策を行うと同時に、両事業が有機的に連携することで、グループ全体の企業価値向上を目指しております。

AM事業

アセットマネジメント事業
→ファンドの組成・運営等を行い
ファンドから収益を得る事業です

国内外不動産投資

太陽光発電事業

企業・証券投資

その他アセット

IB事業

インベストメントバンク事業
→各種アセットからの投資リターンや
仲介業務でフィーを得る事業です

顧客ニーズを汲み上げ、既存の金融商品に縛られない新しいアセットや事業機会といった投資対象を、社内外に有する金融・法務・税務・会計等のノウハウを活用して商品化し、顧客に提供しております。

※当社グループの事業の詳細等につきましては、当社ホームページに掲載しております2019年1月18日付「2018年11月期 決算説明資料」をご覧ください。

資金調達 の 目的 と 資金 使 途

現状認識

中長期的な当社グループの成長を考えた場合、事業基盤及び財務基盤をより強化・拡充することは喫緊の課題。

資金使途

M & A 等(注)の投資に向けた資金調達

当社グループが、迅速・機動的に成長機会を捉えるため、M & A等は有効かつ重要な戦略。

1 既存事業とのシナジー効果創出に関わるM&A等

- 魅力的なファンドを継続開発していくため
 - ・ファンド開発力、マーケティング力の強化
 - ・ファンドの投資対象資産のソーシング能力強化などを旨す。
- 投融資資産のアセットマネジメント業務を行っている企業のM&A等も検討対象

2 事業承継等に関わるM&A

- 狭義の事業承継：優れた技術や顧客・営業基盤等を有しながらも、後継者不足などに悩む企業の事業を承継
- 広義の事業承継：優れたビジネス・モデルを有しながら、営業力の強化や財務会計・労務管理等のバックオフィス機能の強化に悩むスタートアップ企業等の事業を承継

①と②は、いずれかが優先するものではなく、同時に複数のM & A案件情報を取得した場合には、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの利益の最大化を基準に、M & A等の可否を判断してまいります。

資金調達の目的

今回の調達資金の全額をM & A等に関わる費用に充当し、当社グループの成長機会を迅速かつ機動的に実現していくことが目的です。

(注) M & A及び資本業務提携を総称していいます。

(注) 現時点ではM & A等について具体化している案件はありませんが、案件が具体的に確定した場合、または変更された場合等、今後の進捗に伴い適切なタイミングで開示してまいります。

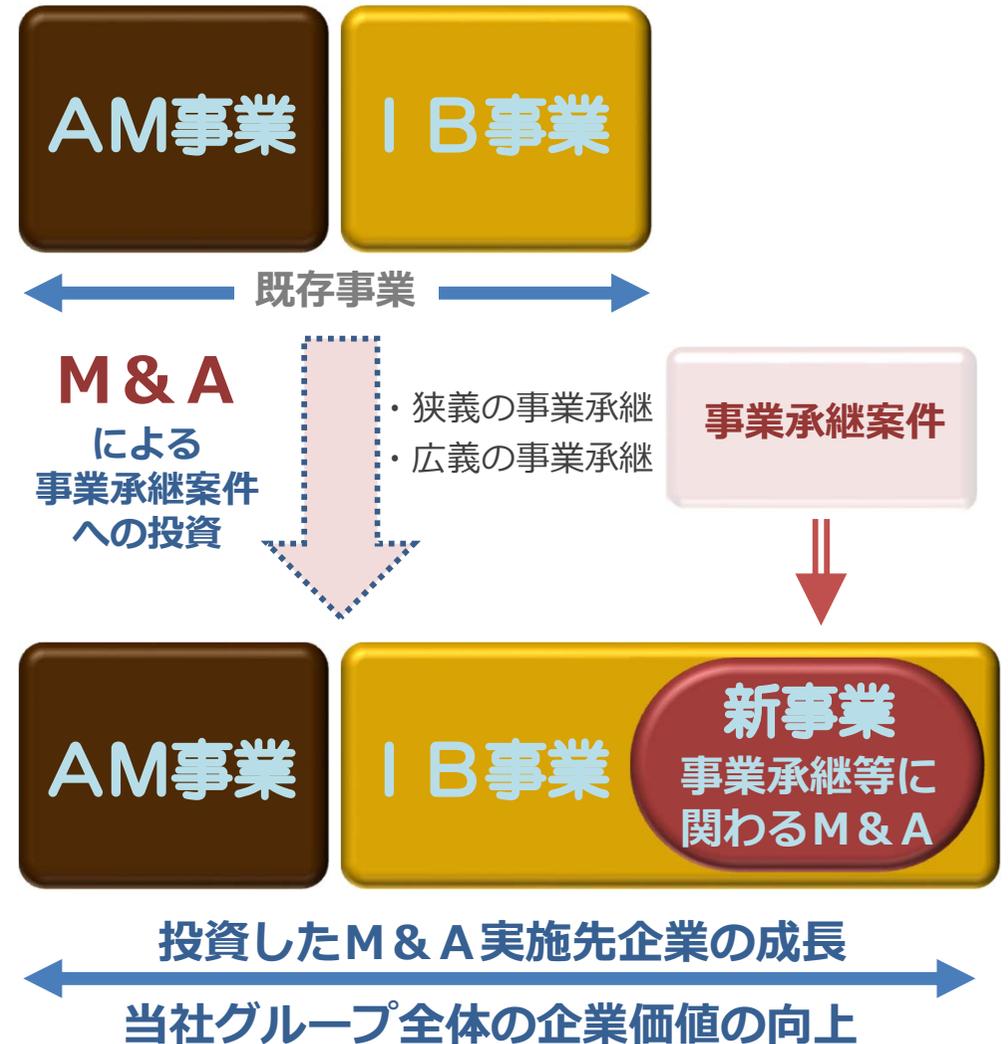
M & A 等による成長イメージ

当社グループの企業価値向上に向けて。①②のM & A等の投資実現を目指す。

①既存事業とのシナジー効果創出に関わるM&A等



②事業承継等に関わるM&A



第8回新株予約権の特徴



権利行使を限定

当社が行使可能通知を行わない限り、権利行使ができません。

ファシリティ契約に基づき、2019年5月9日から2022年4月6日までの期間、当社からの行使可能期間・行使可能個数の通知なく割当予定先は権利行使が行えない仕組みとなっています。そのため、資金需要や株価・出来高等を見極めながら、当社の判断により資金調達の時期や希薄化のコントロールが一定程度可能となっています。

※ 割当予定先に当社から行使可能通知を行った場合は、速やかに適時開示いたします。

希薄化率を限定

株価動向に関わらず、希薄化率は限定されています。

本新株予約権においては、交付株式数の修正は行われません（行使価額は、新株予約権の行使請求の時期により修正）。そのため、本新株予約権の発行数7万個に対して、予約権の行使により交付される当社普通株式の数は最大で700万株と上限が確定しています。

※ 下限行使価額を設定し、一定以上の株価下落時は新株予約権が行使されることによる普通株式の価値の希薄化を制限しています。また、上限行使価格は設けないことで、株価上昇時には調達金額が増大するメリットが生じます。

緩やかな希薄化

新株予約権の行使に伴い、緩やかに希薄化が進行することが期待されます。

公募増資や第三者割当増資での新株発行と異なり、新株予約権の場合は緩やかな権利行使を通じて一時に大幅な希薄化が生じることを抑制する効果が期待されます。

※ 当社から通知する行使可能期間・行使可能個数により、また、割当予定先による新株予約権の行使請求により、希薄化の進行スピードは変動いたします。

柔軟性の確保

当社の判断で、残存する新株予約権を取得し消却することが可能です。

資金調達の必要性がなくなったなど本新株予約権の発行意義がなくなった場合には、当社の判断で残存する新株予約権の一部または全部を、新株予約権1個当たりにつき払込金額と同額で取得し消却することが可能です。

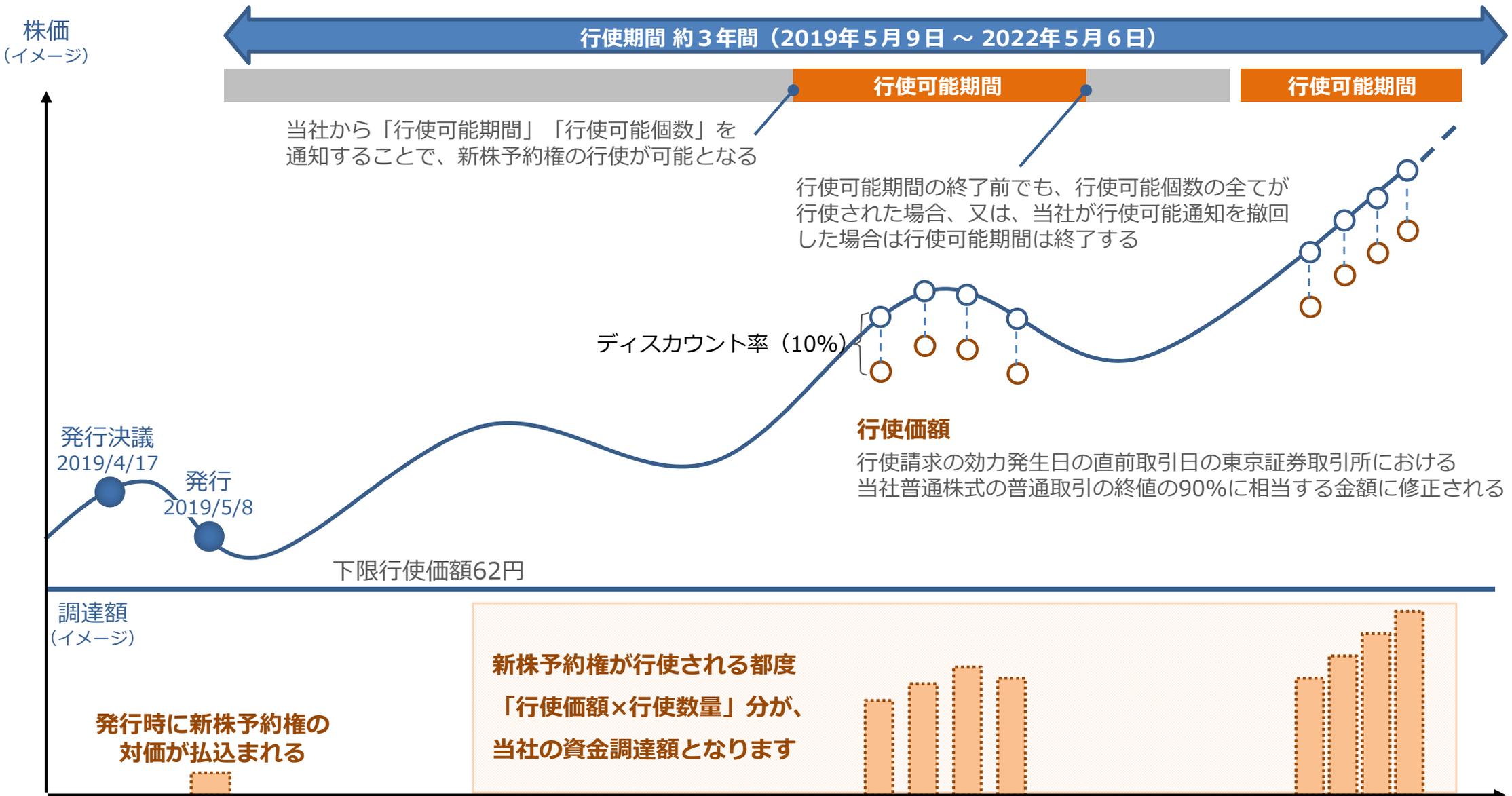
第8回新株予約権の発行概要（大和証券への第三者割当）



第8回新株予約権（行使価格修正条項付）の概要

資金調達 の目的	当社グループの成長機会を迅速かつ機動的に実現するためのM & A等に関する費用 ①既存事業とのシナジー効果創出に関するM & A等 ②事業承継等に関するM & A	
発行概要	想定調達額	709百万円（差引手取概算額）
	新株予約権数	70,000個
	発行株式数	7,000,000株（希薄化率（対発行済株式数）18.67%）
	行使可能期間	約3年（2019年5月9日から2022年5月6日迄）
発行方法	大和証券株式会社への第三者割当	
行使価額	当初行使価額	102円
	行使価額の修正	各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額
	上限行使価額	なし
	下限行使価額	62円
その他	ファシリティ契約	2019/5/9～2022/4/6の間は、当社が必要と認めない限り割当予定先は権利行使ができません。
	取得条項	資金調達の必要性がなくなった際など、当社の判断で残存する新株予約権の取得・消却が可能。
	譲渡制限	当社取締役会の承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することはできません。

新株予約権による資金調達の仕組み（イメージ）



(注) :上記の株価推移のグラフはイメージであり、当社の株価推移の予測ではなく、当社株価が上記のとおり推移することを約束するものではありません。
 (注) :新株予約権の行使請求は、割当先（大和証券）が市場動向等を踏まえた上で行うものであり、必ずしも上記イメージ通りに行行使請求が行われるものではありません。

(ご参考) 第8回新株予約権に関するQ&A 詳細①



No	質問	回答	参照ページ (※)
1	新株予約権とは何ですか？	<p>新株予約権とは、発行会社に対してそれを行行使することにより、当該発行会社の株式の交付を受けることができる権利です。</p> <p>新株予約権の割当予定先である大和証券が当該権利を当社に行行使することで、当社は行使価額相当の金銭の払込を受け、新株式を交付します。これにより当社は資金調達及び資本増強が行われます。</p>	-
2	新株予約権を選択した理由(メリット)は何ですか？	<p>① ファシリティ契約により、割当予定先はファシリティ期間においては、当社の通知なく権利行使が行えない仕組みとなっており、当社による希薄化のコントロールが一定程度可能となること</p> <p>② 行使価額が各行使請求日における直前取引日の終値の90%に相当する金額に修正され、上限行使価額の設定がないため株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを享受できること</p> <p>③ 緩やかな権利行使を通じて一時に大幅な希薄化が生じることを抑制できること</p> <p>④ 資金調達が不要になった時は、当社が取得できること</p>	P.4-5
3	デメリットはありますか？	<p>① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること</p> <p>② 株価が下落した場合、株価に連動して行使時の払込価額が下方に修正されるため、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること</p> <p>③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、行使が進まず調達ができない可能性があること</p>	P.5

(※) 2019年4月17日に開示しております「第三者割当による行使価額修正条項付第8回新株予約権の発行に関するお知らせ」において該当するページを記載しております。

(ご参考) 第8回新株予約権に関するQ&A 詳細②



No	質問	回答	参照ページ (※)
4	調達予定額は いくらですか？	発行諸費用を控除した手取概算額の合計は709百万円を想定しております。 但し、この金額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、権利行使の進捗状況や行使価額の修正等に応じて増減します。	P.6-7
5	ファシリティ契約とは 何ですか？	ファシリティ契約は、2019年5月9日から2022年4月6日までの期間（「ファシリティ期間」という。）においては、当社取締役会又は取締役会の決議により取締役会から委任を受けた代表取締役社長が必要と認めない限り、割当予定先は権利行使ができない契約を言います。 割当予定先と当社との間で締結する予定のファシリティ契約により、割当予定先はファシリティ期間においては、当社の通知なく権利行使が行えない仕組みとなっており、当社による希薄化のコントロールが一定程度可能となるメリットがあります。	P.4
6	行使可能通知を行えば、 権利行使は必ず進捗しますか？	ファシリティ契約によって当社が行使可能通知を行っても、割当予定先は権利行使を行う義務は負っておらず、市場環境等を考慮しながら権利行使を行うスキームとなっております。したがって、権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。	-
7	貸株・空売り等は行われますか？	本新株予約権の権利行使により取得する当社株式の数量内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社株式の借株は行わないことを、割当先である大和証券から確認しております。	-

(※) 2019年4月17日に開示しております「第三者割当による行使価額修正条項付第8回新株予約権の発行に関するお知らせ」において該当するページを記載しております。

本資料の取り扱い（留意事項）について

- 本資料は、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
本資料は投資家の参考に資するため、株式会社ファンドクリエーショングループの現状をご理解頂くために、株式会社ファンドクリエーショングループが作成したものです。
- また、本資料には株式会社ファンドクリエーショングループの現在の計画や今後の見通しが含まれています。
これらの計画や見通しは当社が現時点での前提に基づいて判断したものであり、その実現を保証するものではありません。また、将来の計画や今後の見通しを完全に網羅したとは限らず、将来の業績に影響を与えるリスクや不確実な要素が含まれており、実際の計画や見通しは様々な要素により、これらと異なることがあります。
- なお、投資を行う際には、必ず投資家ご自身のご判断で行っていただきますようお願いいたします。